

確認しましょう！ 戸籍の振り仮名通知書

市民生活課 ☎227-6046

令和7年5月26日に「改正戸籍法」が施行されることにより、戸籍の氏名に振り仮名が記載されます。以下では、戸籍に振り仮名が記載されるまでの流れや注意点などを紹介していますので確認してください。

戸籍に振り仮名が記載されるまで

本籍地の市区町村長から「戸籍に記載される振り仮名の通知書」が自宅に郵送されます。**野々市市に本籍がある人への郵送は7月中旬ごろを予定しています。**必ず内容を確認し、必要があれば手続きをしましょう。

届いた通知書を
確認！



振り仮名が**正**しい！

届け出の必要はありません。

令和8年5月26日以降、通知された振り仮名が戸籍に記載されます。



振り仮名が誤っている。

令和8年5月25日(月)までに、書面またはマイナポータルを利用したオンライン申請（詳細は右記二次元コード）で必ず届け出をしてください。5月26日(火)以降も、1度に限り変更届け出ができます。※既に届け出をした内容を変更する場合、家庭裁判所の許可が必要です。

詳細は
こちら▼



[これまで…]

子の氏名に振り仮名を付して出生届を提出していましたが、戸籍情報に反映されることはなく法律上は根拠がないものでした。しかし、近年の社会全体のデジタル化に伴い、本人確認精度の向上などのため、戸籍に振り仮名が記載されることとなりました。

[詐欺に注意！]

届け出に手数料はかかりません

振り仮名に誤りがある場合は必ず届け出をする必要があります。手数料はかかりません。また、法務省や市区町村が金銭を支払うよう要求することはありません。

届け出をしなくても罰則はない

届け出をしなかった場合、通知された振り仮名がそのまま戸籍に掲載されます。届け出をしなくても罰則はありません。